

平成27年3月19日
於
府中市立教育センター

平成27年第3回

府中市教育委員会定例会会議録

府中市教育委員会

平成27年第3回府中市教育委員会定例会会議録

1 開 会 平成27年3月19日(木)

午後1時30分

閉 会 平成27年3月19日(木)

午後2時54分

2 会議録署名員

委 員 齋 藤 裕 吉

委 員 松 本 良 幸

3 出席委員

委員長 崎 山 弘 委員長職務代理者 齋 藤 裕 吉

委 員 村 越 ひろみ 委 員 松 本 良 幸

教育長 浅 沼 昭 夫

4 欠席委員

な し

5 出席説明員

教育部長 今 永 昇 文化スポーツ部長 後 藤 廣 史

教育部副参事兼指導室長 文化振興課長 英 太 郎

三田村 裕 ふるさと文化財課長補佐 黒 澤 明 美

総務課長 志 摩 雄 作 生涯学習スポーツ課長 矢ヶ崎 幸 夫

学務保健課長 酒 井 利 彦 生涯学習スポーツ課長補佐 古 田 実

給食担当主幹 須 恵 正 之 図書館長 坪 井 茂 美

学務保健課長補佐 山 田 晶 子 美術館副館長 山 村 仁 志

指導室長補佐 古 塩 智 之

指導室副主幹 阿 部 憲 靖

統括指導主事 日 野 正 宏

指導主事 山 本 勝 敏

指導主事 坂 元 竜 二

指導主事 岡 戸 繁 樹

指導主事 林 田 孝 子

6 教育委員会事務局出席者

総務課係長 熊 坂 奈 美

総務課事務職員 平 田 暁

議 事 日 程

第1 会議録署名員選定について

第2 会期決定について

第3 議案

第12号議案

教育委員会制度改革に伴う関係規則の整理に関する規則

第13号議案

教育委員会制度改革に伴う関係規程の整理に関する規程

第14号議案

府中市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

第15号議案

府中市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る規則の一部を改正する規則

第16号議案

府中市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

第17号議案

府中市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規程

第18号議案

府中市特別支援教育協議会規則

第19号議案

府中市特別支援教育協議会規程を廃止する規程

第20号議案

府中市特別支援教育就学支援協議会規程

第21号議案

府中市特別支援教育就学指導協議会規則を廃止する規則

第22号議案

第7期府中市生涯学習審議会委員について

第23号議案

平成27年度・平成28年度府中市スポーツ推進委員について

第4 報告・連絡

- (1) 平成27年度八ヶ岳府中山荘給湯設備改修工事に伴う臨時休館日について
- (2) 平成26年度（平成27年4月就学予定者）就学時健康診断受診結果について
- (3) インフルエンザ様疾患の現状について

- (4) ふるさと府中歴史館特別展「公文書と公文書館」の開催について
- (5) 第6期府中市生涯学習審議会答申について

第5 その他

第6 教育委員報告

午後1時30分開会

○委員長（崎山 弘君） ただいまより、平成27年第3回府中市教育委員会定例会を開会いたします。

_____ ◇ _____

○委員長（崎山 弘君） 本日の会議録署名員は、齋藤委員と松本委員にお願いいたします。

_____ ◇ _____

○委員長（崎山 弘君） 会期は本日1日といたします。

_____ ◇ _____

◎傍聴許可

○委員長（崎山 弘君） 傍聴希望者がおりますので、許可してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

_____ ◇ _____

○委員長（崎山 弘君） 傍聴の方に申しあげます。本日の第22号議案及び第23号議案につきましては、資料に個人情報に記載されており、該当する部分の記載を省略させていただいておりますので、ご承知おきください。

_____ ◇ _____

◎第12号議案 教育委員会制度改革に伴う関係規則の整理に関する規則

◎第13号議案 教育委員会制度改革に伴う関係規程の整理に関する規程

○委員長（崎山 弘君） それでは、議案の審議に入ります。

第12号議案、第13号議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○委員長（崎山 弘君） 説明をお願いいたします。

○総務課長補佐（北村 均君） それでは、ただいま議題となりました第12号議案、教育委員会制度改革に伴う関係規則の整理に関する規則及び第13号議案、教育委員会制度改革に伴う関係規程の整理に関する規程につきまして、あわせてご説明いたします。

まず、本規則・規程制定の趣旨でございますが、教育委員会委員長と教育長の一本化、教育委員の教育長へのチェック機能の強化などを柱とした教育委員会制度改革の実施に伴い、関係例規を整理するものです。

府中市教育委員会傍聴人規則、府中市教育委員会会議規則、府中市教育委員会公告式規則、府中市教育委員会の権限委任等に関する規則、府中市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規則の5規則を改正し、府中市教育委員会公印規程、府中市教育委員会事務局職務権限規程の2規程を改正し、府中市教育委員会教育長の職務を代理する職員を定める規程の1規程を廃止いたします。

次に、内容でございますが、教育委員会委員長と教育長を一本化することに伴い、対象例規に記載のある「委員長」を「教育長」に改正するほか、軽微な文言整理を含め、法改正に伴う所要の調整を行うものでございます。

最後に、施行日は平成27年4月1日からとなります。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（崎山 弘君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますでしょうか。

ご意見ございますでしょうか。

これにつきましては、今、担当から説明ございましたとおり法改正に伴う改定になるわけ
して、文言の規程の改正などですから、大きな問題はないと思います。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。第12号議案、教育委員会制度改革に伴う関係規則の整理に
関する規則及び第13号議案、教育委員会制度改革に伴う関係規程の整理に関する規程、この
2件について決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(崎山 弘君) 全員異議なしですので、原案のとおり決定いたします。



◎第14号議案 府中市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

○委員長(崎山 弘君) 次に、第14号議案に移ります。

第14号議案の朗読をお願いいたします。

(事務局朗読)

○委員長(崎山 弘君) 説明をお願いします。

○総務課長補佐(北村 均君) 続きまして、第14号議案、府中市教育委員会事務局組織規
則の一部を改正する規則につきまして、ご説明いたします。

まず、本規則の一部改正の趣旨でございますが、組織の改正に伴い、係の名称及び事務分掌
を見直すものでございます。

次に、改正の内容につきまして、第14号議案中、参考資料、府中市教育委員会事務局組織
規則新旧対照をご覧ください。

第1条中、部、課等の設置につきまして、教育部総務課「学校管理係」を「学校庶務係」に、
「施設係」を「学校施設係」に変更いたします。

また、第2条中、事務分掌につきまして、係の名称を第1条と同様に変更し、学校庶務係の
事務分掌を「学校予算の管理及び学校の情報化に関すること」を「学校予算の管理その他の学
校の事務に関すること」に変更いたします。

最後に、施行日は平成27年4月1日からとなります。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長(崎山 弘君) 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますでしょうか。

○委員(齋藤裕吉君) 係の名称の変更ということですが、理由が当然あると思いま
すけれども、旧でいきますと2ページの「学校の情報化」というところに下線があつて、新の
ほうでは「その他の学校の事務」というところに下線がある。そのように変更ということだ
すね。ですから、学校の情報化も含めてそれ以外の事務も所掌をするということでしょうね。

○総務課長(志摩雄作君) 2条の事務分掌でございますが、基本的にその係が主たる業務と
して行っているものを例示するというふうにしておりますので、今の例示ですと学校の情報化
が主たる学校管理係の業務のように映ってしまいますので、学校の情報化も含める形で、学校
の事務、庶務を学校庶務係がやるという表記に改めるものでございます。ですので、学校の情
報化に関して一切関与しなくなるということではございません。

以上でございます。

○委員長(崎山 弘君) よろしいでしょうか。ほかに何かご質問ございますでしょうか。

何かご意見ございませんか。

それでは、お諮りいたします。第14号議案、府中市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規程について、決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(崎山 弘君) 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。



◎第15号議案 府中市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る規則の一部を改正する規則

○委員長(崎山 弘君) 次に、第15号議案に移ります。

第15号議案の朗読をお願いいたします。

(事務局朗読)

○委員長(崎山 弘君) 説明をお願いいたします。

○学務保健課長補佐(山田晶子君) それでは、第15号議案、府中市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る規則の一部を改正する規則について、お手元の資料に基づきご説明いたします。

本件は、府中市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る事務(平成20年3月教育委員会規則第2号)の一部を改正するものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表の1、2ページをお開きください。

別表第2につきましては、教育委員会の権限に属する事務の一部を、市長の補助機関である職員に補助執行をさせる事務について規定しているものでございますが、補助執行事務一覧の9に「府中市立小中学校の転入学通知書の交付に関すること」を追加し、当事務の補助職員に「副市長、市民部長及び総合窓口課の職員」を規定するものでございます。

当事務につきましては、既に市民部総合窓口課において執行しておりますが、これが当規則を制定した際に、当事務に係る規定が漏れていたことが判明したため、今回改正するものでございます。

本文の1ページに戻りまして、付則として、この規則は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長(崎山 弘君) 事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますでしょうか。

何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。第15号議案、府中市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規定の一部を改正する規則について、決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(崎山 弘君) 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。



◎第16号議案 府中市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

○委員長(崎山 弘君) 次に、第16号議案に移ります。

第16号議案の朗読をお願いいたします。

(事務局朗読)

○委員長(崎山 弘君) 説明をお願いいたします。

○学務保健課長補佐(山田晶子君) それでは、第16号議案、府中市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、お手元の資料に基づきご説明いたします。

本件は、平成27年4月から本格施行される子ども・子育て新制度において、市立幼稚園が特定教育・保育施設に位置づけられたことに伴い、府中市立幼稚園の管理運営に関する規則(昭和45年3月教育委員会規則第1号)の一部を改正するものでございます。

恐れ入りますが新旧対象表の1、2ページをお開きください。

第5条、臨時休業につきましては、第77条を第63条に改めるものでございます。第8条、入園手続につきましては、第1項中「入園申込書を教育委員会に提出しなければならない」を、「入園申込書により教育委員会に申し込まなければならない」に改めるものでございます。

第2項から第4項までは次のように改めるものでございます。第2項は、「教育委員会は、前項の規定による申込みの内容が適当と認めるときは、当該申込みに係る幼児の入園の承認を内定し、入園内定通知書(第4号様式)により当該申込みをした保護者に通知するものとする」。

第3項は、「教育委員会は、前項の規定により承認を内定する場合において、第1項の規定による申込みに係る幼児及び現に幼稚園を利用している幼児の総数が第2条に規定する定員の総数を超えるときは、抽選により選考するものとする」。

第4項は、「教育委員会は、第2項の規定による通知を受けた保護者が次に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該保護者による申込みに係る幼児の入園を承認し、入園承認通知書(第5号様式)により当該保護者に通知するものとする」。

(1) 保護者の申込みに係る幼児が支給認定(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する支給認定をいう。)を受けていること。

(2) 幼稚園の保育の提供の開始についての説明(府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月府中市条例第15号)第5条に規定するものをいう。)に係る同意書(第6号様式)を教育委員会に提出していること。

第10条、退園につきましては、退園届第6号様式を退園届第7号様式に改めるものでございます。

3、4ページに移りまして、第11条、保護者の届出につきましては、「幼稚園に入園している幼児の保護者は、住所及び勤務先の変更等、第8条第1項の規定により提出した入園申込書の記載内容に変更が生じたとき、又は変更しようとするときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない」に改めるものでございます。

第12条及び第13条につきましては削除し、5、6ページに移りまして、第14条を第12条として、第15条から第20条までを2条ずつ繰り上げ、第13条から第18条とするものでございます。

第21条、文書の保存につきましては、「3年」を「5年」に改め、第19条とするものでございます。

第22条につきましても2条繰り上げ、第20条とするものでございます。

7、8ページをお開きください。

第1号様式につきましては、「第 号」を削除するとともに、「殿」を「様」に改めるものでございます。

次に、9から12ページの第2号様式及び第3号様式につきましては、それぞれ「殿」を「様」に改めるものでございます。

13、14ページに移りまして、第4号様式につきましては、「府中市立幼稚園入園内定通知書」を「入園内定通知書」に「殿」を「様」に改めるとともに、「なお、次により入園手続をしてください」以下を削除するものでございます。

15、16ページに移りまして、第5号様式につきましては、「府中市立幼稚園入園承認通知書」を「入園承認通知書」に、「殿」を「様」に改めるものでございます。

17、18ページに移りまして、第6号様式につきましては、「幼稚園の保育の提供の開始についての説明に係る同意書」を、第5号様式の次に追加するものでございます。

19から22ページの第7号様式につきましては、第6号様式退園届の「殿」を「様」に改め第7号様式とするとともに、旧第7号様式「幼稚園入園料・保育料減免申請書」は削除するものでございます。

恐れ入りますが、本文の4ページをお開きください。

付則として、この規則は平成27年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（崎山 弘君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますでしょうか。

○委員（松本良幸君） 新旧対照表の1ページの左側の4番のところなのですが、これは支給認定がある幼児を優先して入園できますという読み方なのでしょうか、教えてください。

○学務保健課長（酒井利彦君） 子ども・子育ての新制度に移行するに当たりまして、1号様式の申し込みも教育委員会から子ども家庭部の保育支援課のほうに移りまして、こちらの様式、考え方にのっとって1号様式の認定となりますので、そういった意味でこういう……。

○委員（松本良幸君） 2種類申込書ができたのだということなのですかね。当該保護者による申し込みによる入園を承認しと断定で書いてあるのは、人数が多くてもこの人たちを承認しますということなのかなというふうに読んだのですが、それぞれ通常の申請と分けているというか、申請した中でこの項目に当てはまる人がいた場合はという説明ではないのですかね。

○学務保健課長（酒井利彦君） 市のほうにまず申請をして、承認しましたよというものが1つ。それで多数にある場合にはこの3にあります「抽選により」というものになってくると考えております。

○委員（松本良幸君） 実際には多分あまり抽選はないのかもしれませんが、その抽選とここで認定するというのは別、逆にこの支給認定されているお子さんであっても、通常どおりもしそういう場合には抽選の対象になるというふうに考えてよろしいですね。

○学務保健課長（酒井利彦君） 定員をオーバーすればそのようになると考えられます。

○委員（松本良幸君） 同じということが確認できれば結構です。ありがとうございました。

○委員長（崎山 弘君） ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員（齋藤裕吉君） 1ページの入園手続の4番の（2）のところですか。説明があちこち

の条例等が差し込まれていてちょっと読みにくいのですけれども、これは17ページの新しいページ、説明に係る同意書、このことを言っているであろうというふうに取り出したのですけれども、いかがですか。そういう読みでよろしいですか。

○学務保健課長（酒井利彦君） 申しわけございません。ちょっと確実にお答えできないのですが、まず、応能負担ということになってきてまして、今までは1万円払っていただければ入れますというような単純な条例だったのですが、この方の世帯の収入ですとか、兄弟関係によって保育料が変わってきますので、こういったものをこちらで調べてもいいですかというようなものに対する同意書であろうと考えます。

○委員（齋藤裕吉君） 私が質問をしたところでは、1ページの入園手続の4番の（2）のところですね。新たに加わるルールの中に第6号様式とありますので、この同意書ということですね。これは17ページの第6号様式（第8条）というこの部分のことを指しているという理解でよろしいかという質問だったわけですが、そういうことになりますね。

今お話をいただいたのは、説明の内容に同意するという内容についての説明だったというふうに受けとめてよろしいですかね。応能負担というようなことであると、そういったような内容を含んでいますよということですね。

○学務保健課長（酒井利彦君） そのようにご理解いただいて結構でございます。

○委員（齋藤裕吉君） 4ページの旧のところに「入園料及び保育料の減免」というところと、「入園料及び保育料の還付」という中ほどから2つの項目があつて、ここは削除となっておりますけれども、この削除をする趣旨をちょっと教えていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○学務保健課長（酒井利彦君） 今まではこちらの規則により減免、還付ということが書いてありましたが、本来はこれは条例のほうに載せなければならないということですので、こちらの規則からは削除して条例のほうに載せているということでございます。

○学務保健課長補佐（山田晶子君） 答弁に追加させていただきますと、この第12条と第13条の内容につきましては、市長部局のほうで規則を作成しておりますので、こちらのものを引用するという形になります。

以上でございます。

○委員（齋藤裕吉君） はい、わかりました。

○委員長（崎山 弘君） ほかにご質問ございますでしょうか。ちょっと1件確認という意味で質問させていただきたいのですけれども、同じところですね。第8条4の（1）の「保護者の申込みに係る幼児が支給認定を受けていること」、この支給認定を受けているというのは、大体どういうタイプのお子様方のことを指し示しているか、もしよろしければ教えていただくとありがたいのですが。所得の制限とかそういう意味合いでしょうか。どういうことでしょうか。

○学務保健課長補佐（山田晶子君） 支給認定とは、新しい制度に準じまして、1号、2号、3号というような支給の区分がございます。ここで指す支給認定というのは第1号に認定されている者ということになりますので、保育に欠けていないというような状況のお子さんの認定というふうに取りいただいております。

以上でございます。

○委員長(崎山 弘君) 認定ということ自体は、どこが行っている認定なのでしょうか。

○学務保健課長補佐(山田晶子君) 認定の作業につきましては、市長部局の子ども家庭部のほうで行う予定でございます。

以上でございます。

○委員長(崎山 弘君) ほかに質問はございますでしょうか。

○委員(村越ひろみ君) 確認ですけれども、先ほど削除になった12条、13条ですけれども、市長部局のほうにということなので減免とか還付はあるということでのいいのですよね。

○学務保健課長(酒井利彦君) 条例のほうに規定がありますので、当然でございます。

○委員長(崎山 弘君) ほかにご意見、ご質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。第16号議案、府中市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(崎山 弘君) 全員異議なしですので、原案のとおり決定いたしました。



◎第17号議案 府中市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規程

○委員長(崎山 弘君) 次に、第17号議案に移ります。

第17号議案の朗読をお願いいたします。

(事務局朗読)

○委員長(崎山 弘君) 説明をお願いいたします。

○指導室長補佐(古塩智之君) それでは、第17号議案、府中市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規程につきまして、ご説明申し上げます。

本改正につきましては、職務の内容や勤務形態等に応じまして適切に引用する必要があるとの新たな総務省通知の趣旨を踏まえ、東京都におきまして従来特別職非常勤として引用していたものを、平成27年4月1日から一般職非常勤としての任用制度が導入されることに伴い、関係規程の整理が行われたことを受け、本市におきましても関係規程の整理を行うものでございます。

議案書1ページをご覧ください。

改正の内容といたしましては、東京都立学校職員服務規程に準じたものとなっておりますが、参考資料の新旧対象表に基づきご説明申し上げます。

恐れ入ります新旧対象表の1ページ、2ページをご覧ください。

第1条関係といたしまして、本規程の適用を受けるものについて、常勤の職員に加え非常勤の職員においても適用を受けることとなることから、第1条中「常勤の職員(東京都教育委員会の任命する職員に限る)」を「東京都から給料又は報酬を受けている者で、常勤の職員、地方公務員法第28条の5第1項に規程する短時間勤務の職を占める職員及び同法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員」に改めるものでございます。

次に、第2条関係といたしまして、今回の規程の整備に伴い、本市の規程には明記されていなかったものを東京都の規程に準じて、第2条、「職員は、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的な利益のために用いてはならない」とする1項を加えるものでございます。

次に、第3条関係といたしまして、現在、東京都におきましてはプライバシー保護などの観点から、履歴事項に本籍地を記載してございませんが、これを規程上で確立するため、第3条第2項中「本籍のある都道府県名」を削除するものでございます。

次に、第11条関係といたしまして、本規程の適用の対象となる非常勤職員について、週休日、休日以外に勤務を割り振られない日が想定され、これを規程上明確にするため、第11条中「等」を「又は勤務を割り振られない日」に改めるものでございます。

最後に付則といたしまして、この規程は平成27年4月1日から施行することとしてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長(崎山 弘君) 事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますでしょうか。

○委員(齋藤裕吉君) 1ページと2ページを対比しながらちょっと読んでいたのですけれども、第1条で非常勤の職員の内容について追加されているというふうなことだと思うのですけれども、こういったことについては、先ほど説明があったかもしれないのですけれども、東京都のレベルでのそういう枠の服務規程の変更というものもあって、それに連動しての改正だということと理解してよろしいでしょうか。

○指導室長補佐(古塩智之君) 委員おっしゃいますとおり、今回、東京都におきまして一般職の非常勤を規程する旨の改正が予定されてございます。それに伴いまして本項の改正を行うものでございます。

以上でございます。

○委員(齋藤裕吉君) 一般職ということは、教育職員も含めてということですね。

○指導室長補佐(古塩智之君) そうでございます。

○委員長(崎山 弘君) ほかにご質問ございますでしょうか。

私も1件質問をお願いします。この第1条ですけれども、東京都からお給料を受けている者ということは、市の職員が学校にはいると思うのですけれども、市の職員はこの規程には含まれないということよろしいでしょうか。

○指導室長補佐(古塩智之君) 本規程の対象につきましては、都の給与を受けている者ということになります。

以上でございます。

○委員長(崎山 弘君) そうすると市の職員に関しては、これが別に東京都から給料を受けている者と市から受けている者で違っても実務上は問題ないわけですね、一応確認ですが。

○指導室長補佐(古塩智之君) 学校に配置されてございます市の職員に関しましては、府中市の職務規程、服務規程に準ずる形となります。

以上でございます。

○委員長(崎山 弘君) ほかに質問ございますでしょうか。

何かご意見ございますでしょうか。

それでは、お諮りいたします。第17号議案、府中市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規程について、決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(崎山 弘君) 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。

◇

◎第18号議案 府中市特別職支援教育協議会規則

◎第19号議案 府中市特別支援教育協議会規程を廃止する規程

○委員長(崎山 弘君) 次に、第18号議案、第19号議案に移ります。

議案の朗読をお願いいたします。

(事務局朗読)

○委員長(崎山 弘君) 説明をお願いいたします。

○指導室副主幹(阿部憲靖君) それでは、ただいま議題となりました第18号議案、府中市特別支援教育協議会規則及び第19号議案、府中市特別支援教育協議会規程を廃止する規程につきまして、お手元の資料に基づき説明させていただきます。

本規則の新設の趣旨でございますが、府中市特別支援教育推進計画の推進に係る検討及び協議を行う府中市特別支援教育協議会について、府中市附属機関において例規上の位置づけを見直すことに伴い、規程を廃止し、本規則において当該協議会を設置し、その組織運営について必要な事項を定めるものでございます。

施行日は平成27年4月1日でございます。

説明は以上でございます。審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長(崎山 弘君) 事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますでしょうか。ちょっと私のほうから1点質問させていただきます。

今回、廃止されるほうの規程が読めないのわからないのですけれども、委員の構成などは大分変わったりしているのでしょうか。

○指導室副主幹(阿部憲靖君) 委員の人数は変わってはおりません。

○委員長(崎山 弘君) では、主にどういうところが変わったか、簡単に説明していただけますか。

○指導室副主幹(阿部憲靖君) 変わった部分はほとんどありませんで、附属機関での取り扱いになったので、規程を規則に変えたというのが趣旨です。

以上です。

○委員長(崎山 弘君) ほかに何かご質問ございますでしょうか。

何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。第18号議案、府中市特別支援教育協議会規則及び第19号議案、府中市特別支援教育協議会規程を廃止する規程、この2件について決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(崎山 弘君) 全員異議なしですので、原案のとおり決定いたします。

◇

◎第20号議案 府中市特別支援教育就学支援協議会規程

◎第21号議案 府中市特別支援教育就学指導協議会規則を廃止する規則

○委員長(崎山 弘君) 次に、第20号議案、第21号議案に移ります。

議案の朗読をお願いいたします。

(事務局朗読)

○委員長(崎山 弘君) 説明をお願いいたします。

○指導室副主幹(阿部憲靖君) それでは、ただいま議題となりました第20号議案、府中市特別支援教育就学支援協議会規程及び第21号議案、府中市特別支援教育指導協議会規則を廃止する規則につきまして、お手元の資料に基づき説明させていただきます。

本規程の新設の趣旨でございますが、障害のある幼児、児童、生徒の適切な就学の検討及び協議を行う府中市特別支援教育就学支援協議会について、職員のみで構成される会議として現行規則の改正の必要性が生じたことに伴い規則を廃止し、本規程において当該協議会を設置し、その組織運営について必要な事項を定めるものでございます。

本規程の名称につきましては、学校教育法施行令の一部改正に伴い、児童・生徒の就学先の決定に当たっては、保護者の意向をより尊重することが一層求められるようになっておりました。このことから、就学指導協議会という名称は就学支援協議会というものに変更することが適当であると、中央教育審議会の就学相談の就学先決定のあり方についての答申で触れられています。

こうしたことから、本市においても指導から支援への変更が必要と考えたものでございます。施行日は平成27年4月1日でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長(崎山 弘君) 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますでしょうか。

何かご意見ございますでしょうか。私から1点質問ですけれども、先ほどと同じように、これも委員会の内容、協議会の内容としては、協議する内容に関してはおおむね前回と同じというふうに考えてよろしいでしょうか。

○指導室副主幹(阿部憲靖君) おっしゃるとおりでございます。内容について変更は特にございません。

○委員長(崎山 弘君) よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。第20号議案、府中市特別支援教育就学支援協議会規程及び第21号議案、府中市特別支援教育指導協議会規則を廃止する規則、この2件について決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(崎山 弘君) 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。



◎第22号議案 第7期府中市生涯学習審議会委員について

○委員長(崎山 弘君) 次に、第22号議案に移ります。

第22号議案の朗読をお願いいたします。

(事務局朗読)

○委員長(崎山 弘君) 説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ課長補佐(古田 実君) それでは、第22号議案、第7期府中市生涯学習審議会委員について、生涯学習スポーツ課よりご説明いたします。

府中市生涯学習審議会は、府中市生涯学習審議会条例に基づき教育委員会における附属機関でございます。委嘱を予定する委員の案は資料に記載のとおりでございます。

所掌事務は、教育委員会の諮問に応じ、市民の生涯学習の振興に関する事項について調査・

審議し、その結果を答申することです。任期は平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間、委員定数は15人以内となります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長(崎山 弘君) 事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますでしょうか。何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。第22号議案、第7期府中市生涯学習審議会委員について、決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(崎山 弘君) 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。



◎第23号議案 平成27年度・平成28年度府中市スポーツ推進委員について

○委員長(崎山 弘君) 次に、第23号議案に移ります。

第23号議案の朗読をお願いいたします。

(事務局朗読)

○委員長(崎山 弘君) 説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ課長補佐(古田 実君) それでは、第23号議案、平成27年度・28年度府中市スポーツ推進委員について、生涯学習スポーツ課よりご説明いたします。

スポーツ推進委員は、府中市教育委員会規則第5号、府中市スポーツ推進委員に関する規則に基づき非常勤特別職として教育委員会が委嘱するものでございまして、委嘱を予定する委員の案は資料に記載のとおりでございます。

所掌事務は、市民のスポーツ活動の振興、推進を目的とした事業の連絡調整、スポーツの普及啓発活動、スポーツに関する指導助言や協力でございます。

定数は25人以内となっております。次期委員候補者の人数は現任期委員より2名増の21名となります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○委員長(崎山 弘君) 事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますでしょうか。何かご意見ございますでしょうか。

それでは、お諮りいたします。第23号議案、平成27年度・平成28年度府中市スポーツ推進委員について、決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(崎山 弘君) 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。



◎平成27年度八ヶ岳府中山荘給湯設備改修工事に伴う臨時休館日について

○委員長(崎山 弘君) それでは、報告・連絡に移ります。

報告・連絡(1)について、総務課、お願いいたします。

○総務課長補佐(北村 均君) それでは、平成27年度八ヶ岳府中山荘給湯設備改修工事に伴う臨時休館日につきまして、お手元の資料1に基づきましてご説明をいたします。

八ヶ岳府中山荘の給湯設備につきましては、昭和59年に設置後30年ほどが経過し、老朽化がひどいため、このたび改修工事を行うものです。セカンドスクールの実施に支障を来すこ

とがなく、かつ一定の集中工事期間が必要であることにより、前期セカンドスクールの終了後の平成27年7月10日から9月6日までの59日間と後期終了後の11月6日から12月11日までの36日間の合計95日間を臨時休館することといたします。

なお、このことに関しましては『広報ふちゅう4月1日号』、市ホームページ及び八ヶ岳府中山荘受付業務窓口にて周知の徹底を図ってまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長(崎山 弘君) ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

たしか前回視察のときに齋藤委員がボイラー室をご覧になったときに、かなり老朽化していましたけれども、ボイラー室とかそのあたりの改修ということでよろしいのでしょうか。

○総務課長補佐(北村 均君) 委員長のおっしゃるとおりでございます。

○委員長(崎山 弘君) 何かご質問、ご意見ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告・連絡(1)について了承いたしました。



◎平成26年度(平成27年4月就学予定者)就学時健康診断受診結果について

○委員長(崎山 弘君) 続きまして、報告・連絡(2)について、学務保健課、お願いいたします。

○学務保健課長補佐(山田晶子君) それでは、資料2の平成27年度就学予定者の就学時健康診断結果についてご報告いたします。

対象者は、男1,230人、女1,147人、合計2,377人で、受診者は男1,183人、女1,100人、合計2,283人でございます。男女合計での受診率は96%、未受診者は94人ございました。

恐れ入りますが、裏面をご覧ください。

未受診の理由でございますが、私立や国立学校入学が29人、就学相談が16人、市外・国外転居が25人、インターナショナルスクール入学が2人、その他及び不明が22人となっております。

その他の理由につきましては、本人または保護者の体調不良や都合等によるものでございます。

なお、不明6人のうち5人が就学通知発送後、指定校に入学する旨の連絡があり、入学説明会にも出席していることから、4月に入学することが見込まれます。1人につきましては、就学通知や入学説明会に出席がないことから、自宅を訪問調査しましたところ、海外居住中であることが確認できております。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長(崎山 弘君) ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員(松本良幸君) 不明のところも今おっしゃっていただいたように、訪問していただいて確認していただいたということで、とてもそういうやり方がいいかなと思っておりますので、今後も縦横つながりを持って確認していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(崎山 弘君) ほかに何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

それでは、私のほうから1件、対象となっているのは男女合計2,377名、このうち府中市立、公立の小学校に入学にしてくることが想定されるのは何人くらいなのでしょう。何割くらい私立、国立を受けるのかな。ここにある数はそのとおりでよろしいのでしょうか。

○学務保健課長補佐(山田晶子君) 公立小学校への就学の条件につきましては、現在動きを取りまとめているところでございますが、おおむね95%前後がこの人数から就学するものと考えております。ただ、実際にはもう既に国外転居ですとか私立ということでご報告いただいて受診していない方がいらっしゃると思いますが、受診した後、私立などに入学することが決定した者もおりますので、最終的には見込んでいる対象者の人数の95%程度になるものと考えております。

以上でございます。

○委員長(崎山 弘君) もう1件、そうすると、今度市外から転入して、市外で多分就学時健診を受けたであろう、それで府中市ではまだ把握していないけれども4月に府中市内に入学してくる子が多分いると思うのですけれども、そういう子に関しては何か健診とか健康状態、あるいは、前の市では就学相談を受けていたかどうかとかそういう情報については把握されているのでしょうか。

○学務保健課長補佐(山田晶子君) 市外の状況につきましては、随時事前の相談をいただいている状況で把握しております。実際には就学の手続、転入の場合には転入届の後に8階のほうでお手続をいただいている状況でございますので、現在情報を取りまとめているというところでございますが、市外から転入されるという場合には、就学時健康診断の結果を持ってきていただくということをお願いしてございますので、健診の漏れというものはないものと考えております。

以上でございます。

○委員長(崎山 弘君) ありがとうございます。ほかに何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告・連絡(2)について了承いたしました。



◎インフルエンザ様疾患の現状について

○委員長(崎山 弘君) それでは、報告・連絡の(3)について、学務保健課、お願いいたします。

学務保健課長補佐(山田晶子君) それでは、資料3のインフルエンザ様疾患の現状についてご報告いたします。

今シーズンにおける学級閉鎖は、11月18日から始まっており、3月13日までの報告までで申し上げますと、幼稚園2園2学級、小学校14校34学級、中学校3校4学級の合計40学級でございます。

学年閉鎖は、中学校1校1学年で幼稚園及び小学校の学年閉鎖はありません。

罹患状況は、12月までが41人、1月が442人、2月が150人で合計633人がインフルエンザ様疾患に罹患しております。

昨年の学級閉鎖は幼稚園、小学校、中学校を合わせて134学級、学年閉鎖は小学校の6学

年と中学校の2学年、学校閉鎖は小学校の1校でございました。罹患者数は2,349人と非常に多い状況ではございましたが、ことしは2月末の時点で昨年の約4分の1と罹患者数が大幅に減少しております。今シーズンにおきましても、流行警報が出されるなど感染拡大が心配されましたが、学校における手洗い等の励行、咳エチケットの啓発などの取り組みが感染拡大の抑止につながった理由の1つであると考えております。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長(崎山 弘君) ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

小児科医の中でも、ことしは非常にインフルエンザが少なかったというのが話題になっておりまして、マスコミでは年末あたりにインフルエンザが大流行ということを読み始めていたのですけれども、年明けてからは確かにすごく少なくなりまして、学級閉鎖も少なかったのが非常によいことだと思います。自分もずっと学校医をやっていたのですけれども、子どもたちが大分マスクをするようになってきているのですね。あれがかなり私は効いているのではないかなと思います。ワクチンもそれなりに効果はあるのだらうと思いますが、やはり先ほど周りの人の咳エチケットだとか、学校内でうつらないようにさせようという努力がかなり功を奏しているのではないかなと私は考えております。

ご意見、ご質問はございませんか。

○委員(村越ひろみ君) お願いで、今、昨年の数を言っていたのですけれども、資料にないので、できたら昨年のも載せていただけるとありがたいと思いますので、お願いします。

○学務保健課長補佐(山田晶子君) 資料の作成につきましては、次回から配慮させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長(崎山 弘君) ほかに何かご意見、ご質問ございせんか。

それでは、報告・連絡(3)について了承いたしました。



◎ふるさと府中歴史館特別展「公文書と公文書館」の開催について

○委員長(崎山 弘君) 続きまして、報告・連絡(4)について、ふるさと文化財課、お願いいたします。

○ふるさと文化財課長補佐(黒澤明美君) それでは、ふるさと文化財課から特別展「公文書と公文書館」の開催について、資料4に基づきご報告いたします。

ふるさと府中歴史館は、府中市国府跡やその関連遺跡の発掘調査の成果から、市の歴史や文化を紹介する施設と公文書を保存、公開するための公文書館の複合施設として、今日、市内外から多くの方々にご利用いただいております。公文書館とは行政機関等で作成された公文書、いわゆる行政文書を国や地域の重要な歴史資料として位置づけ、将来にわたって保存、活用するための施設ですが、ふるさと府中歴史館がその重要な役割を担っています。

今回、公文書と公文書館とは何か、地域の中での公文書館としての役割について、ふるさと府中歴史館の公文書業務について紹介するものです。

展示では、行政文書が歴史資料として当館に保存されるまでの過程のほか、公文書の保存や

修復の方法などをパネル等で紹介、解説いたします。また、現在、全国にある公文書館80館ほどの中から、区市町村設置の公文書館についてパンフレットなどで紹介するほか、会期中に公文書資料等の修復の実演も考えております。

会期は3月28日土曜日から8月27日日曜日までで、会場はふるさと府中歴史館2階公文書資料展示室でございます。

長期間にわたる開催となりますが、毎月展示資料の一部を変えて、地域の大切な歴史資料である公文書や公文書館の重要性、必要性を多くの方々にご紹介してまいります。

なお、お配りしたチラシの裏面には、公文書を保存する意義、公文書館の役割等の解説を掲載しております。どうぞこの期間中にぜひともご観覧いただきますようお願いいたします。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長(崎山 弘君) ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員(松本良幸君) 行けばわかるのかもしれませんが、ぜひこれは珍しいですよとか、何かそのような文書というのがあるのでしょうか。

○ふるさと文化財課長補佐(黒澤明美君) 出展する作品のほうは、今検討中でございます。ただ、やはりふるさと府中歴史館がどうも1階の展示が主で、そういう歴史資料等公文書を持っている、それを活用するという機能の部分についてはあまり知られていないところですので、それを今回主に市民の方々に知っていただくということが一番の狙いでございます。

あと、100年前の新聞も掲載しておりますので、そういったこともあわせて展示したいと思っております。

○委員(松本良幸君) ありがとうございます。中でおもしろいといったら失礼ですけども、こんなこともやるのとか、こんなことがありましたとか、こんな大間違いがありましたとか、何かそういうのも含めて、一般市民に親しみを持てるようなものをぜひ発掘していただけたらと思います。ありがとうございました。

○委員長(崎山 弘君) 何かご意見、ご質問ございますか。

○委員(齋藤裕吉君) こういったようなものの保存として必要な、適切な形での公開というのは非常に地味ですけども、とても大事な仕事であると思いますので、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

公文書としてこちらで扱うふるさと府中歴史館ですね、扱っている公文書の期間というのでしょうか、古いところをさかのぼればどの期間あたりからか、つまり府中市としての市制が施行されたときからか、それとも戦前のときからか、そのような期間についてちょっとお話をいただきたいということと、もう1つは学校関係のものも結構公文書なわけですけども、ある意味おもしろい資料が非常にあると思うのですけれども、学校関係の公文書というものも含まれているのでしょうか、どうでしょうか。ちょっと期待を持っての質問ですけども。

○ふるさと文化財課長補佐(黒澤明美君) 府中はふるさと府中歴史館のほかに博物館もございまして、古代から江戸時代までの近世までのものは博物館のほう、それから明治、昭和、平成といった現在に至るまでのものは歴史館のほうで収蔵しております。そういった形で時代で分けております。

それから、あと学校教育の資料についても公文書、市の現用文書で保存年次が経過したもの

について必要なものを厳選して、歴史館のほうで収蔵しておりますので、私も具体的にどういったものがあるかは存じ上げませんが、あるかもしれません。

○文化スポーツ部長（後藤廣史君） 今申し上げましたとおり、博物館と歴史館ということで、古文書と呼ばれる江戸時代の文書につきましては博物館のほうで、江戸時代から以降についてはふるさと歴史館でというような形で保存、活用を図っているというようなことだと思います。もちろん学校の関係のものもありますし、例えばこのチラシをちょっとご覧になっていただきまして、ここにある1つの文書だけでも、行政文書ですけれども、北多摩郡という時代があった。多磨村がある。それから2行目に築、アユの築ですね。アユ漁、多磨川でそんなことが行われている。左を見ますと東京府が出している、こういった今では考えられない東京府、都ではなくて府であり、北多摩郡何とか村が……というような、こういったことから1つ1つをそれを取っても非常に歴史的な価値があるだろうというふうに思っておりますので、資料につきましてはできるだけわかりやすい、あるいはおっと驚くようなものを含めて、PRをしてまいりたいというふうに考えております。地味な仕事ではございますが、こういう機能もふるさと文化財課のほうで担っているということをご理解いただければと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（崎山 弘君） ほかに何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

かなり期間が長くて、途中で展示がえもされるということなのですけれども、どうせ展示がえられるのだったら、この1カ月間は農業関係だとか、この1カ月間は医療とか公衆衛生関係とか、この1カ月間は教育関係とか、そういうことをやっていたら、またその団体の方に来ていただけるようにお誘いすればいいのかなというふうに思いました。

何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告・連絡（4）について了承いたしました。



◎第6期府中市生涯学習審議会答申について

○委員長（崎山 弘君） 続きまして、報告・連絡（5）について、生涯学習スポーツ課、お願いいたします。

○生涯学習スポーツ課長補佐（古田 実君） それでは、生涯学習スポーツ課より、お手元の資料5、第6期府中市生涯学習審議会答申についてご報告させていただきます。

初めに、1の趣旨でございますが、第6期府中市生涯学習審議会から、平成25年5月に教育長より諮問を受けたことについて、平成27年3月2日に答申が提出されたものでございます。

次に、2の諮問の内容でございますが、平成25年5月27日に開催された当該審議会において浅沼教育長から、第2次府中市生涯学習推進計画の振り返りと今後の展開について諮問いたしました。

続きまして、3の内容でございますが、諮問を受け、当該審議会において2年間にわたる審議を行い、別添資料の「市民協働で生涯学習の充実を～『学び返し』で人がつながり 人を育てる～」という答申がございました。

答申の内容をご説明申し上げますので、恐れ入りますが別添資料の1ページをお開きください。

まず、「はじめに」と題しまして答申の趣旨を説明しております。

恐れ入ります。2ページ、3ページをお開きください。

2ページからは「振り返りと提言」でございまして、まず、「学び返しの体勢づくり」と題した3点の提言がされています。

1点目は相談窓口の機能・体勢の充実についてで、相談窓口の機能が必要でコーディネーターの役割を担う人の必要性を指摘し、この機能や役割を当面は市の役割として機能・体勢の充実を述べています。

2点目は、ICTの活用等による生涯学習関連情報を集約する仕組みの構築です。ここでは近隣大学講座や市が主催する講座だけではなく、市民団体が行う講座など情報が集約されていない弊害を指摘し、生涯学習関連情報にアクセスしやすい仕組みの整備、再構築を提言しています。

3点目は、学習しやすい環境づくりです。ここでは市職員がコーディネーターの役割を担い、関係者間の連携が円滑に行われるような配慮が求められるとともに、生涯学習ボランティアのような組織を公民館に広げていくなど、生涯学習に取り組もうとする市民の心理的なハードルを下げる取り組みを提言しています。

4ページ、5ページをお開きください。

ここでは「生涯学習の担い手」と題した3点の提言がされています。

1点目は、ファシリテーターの活動の具体化です。生涯学習スポーツ課では、明治大学と連携して生涯学習ファシリテーター養成講座を実施し、生涯学習の担い手となる人材を育成していますが、その後の成果が乏しいことを指摘し、生涯学習ファシリテーターとの連携を市が促していくとともに、活動の場や機会、資金等を提供するなど土壌を広げるための支援策の必要を提言しています。

2点目は、生涯学習の担い手としてのシニア世代の育成及び活用で、生涯学習の担い手としてシニア世代が既に活躍していること、この世代には支援、育成することの必要性を指摘し、活動の場を公民館や博物館等へ拡大することを提言しています。

3点目は、市民のための生涯学習センターの充実です。ここでは、生涯学習センターの運営を指定管理者制度へ移行し、民間事業者のノウハウを取り入れられたことが、生涯学習センターの活性化につながったことに一定の評価をしつつ、新たな講座の提案など生涯学習センターのさらなる改善や一層の充実を求めています。

6ページ、7ページをお開きください。

これは「学習機会と場の充実」と題した3点の提言がされています。

1点目は、市民に広く学習の機会を創る場の弾力的な運用です。生涯学習センターや公民館、学校開放について、社会教育関係団体として市に登録された団体への優遇などといった現在の制度が、個人や少人数の団体では施設を利用できなくなっていることや、不特定多数の市民を対象とした企画の実施ができないこと、営利性の有無について基準が曖昧なことによる弊害を指摘し、社会教育団体以外の団体の使用並びに使用許可の際の団体の営利性のサービスの解釈に関して、制度改正または弾力的な運用を行う必要があると提言しています。

2点目は、カレッジ100単位を含む、市民大学構想の将来展望の明確化です。第一次生涯学習推進計画の市民大学構想で行われているカレッジ100単位、出前講座、生涯学習サポー

ター、生涯学習ボランティアの取り組みを、当時としては先進的として評価した上で、これらの事業のコンセプトを維持するのか、新しい体系に移行するのかを検討する必要性を提言しています。

3点目は学校開放の推進です。生涯学習の場を拡充するには、学校開放をさらに推進する必要性を指摘し、学校開放の対象施設をプールや家庭教室なども含めて拡大する取り組みが、活動場所の不足の解消、市の施設管理コストの縮減、コミュニティ・スクールの推進につながる可能性があるとして、モデル校を指定してこれらの取り組みを試行することを提言しています。

8ページ、9ページをお開きください。

ここでは「居場所づくり」と題して3点の提言がされています。

1点目は青少年の居場所づくりです。中央図書館に設置されているヤングアダルトルームのさらなる活用を提言するとともに、第2次生涯学習推進計画で提起されていたこの課題について、ヤングアダルトルームの設置以外の進展が少ないことを指摘しています。

2点目は、児童館や学校開放制度の柔軟化です。中高生の安全で健全な活動場所として、文化センターや学校開放において、中高生世代が利用できる仕組みの検討を提言しています。特に文化センター内の児童館については、5時以降の社会教育関係団体への使用許可よりも、青少年による利用を認めるなどの対応を検討し、児童館の設置目的に合った形での運営が望ましいとしています。

3点目は、寺子屋的活動の推進です。地域のファシリテーターが中心となって、空き家や自治会等が管理する公会堂等を活動場所として活用できる仕組みの検討を提言しています。

以上、振り返りと提言では、4つのテーマに沿って12項目の提言がされました。

続きまして、9ページでは今後の展開として4点の提言がされています。

1点目は、生涯学習審議会委員による生涯学習分野での市民協働の推進です。社会教育法の規定により、教育委員会に置かれている社会教育委員は、府中市では平成15年に生涯学習審議会に統合され、審議会の中に置かれている社会教育分科会の意義が、それまでの社会教育委員の役割を果たすこととなっています。

しかしながら、生涯学習審議会の所掌事務が生涯学習に関する調査、審議、答申などの政策提言であるために、社会教育委員が社会教育事業に携わることがほとんどなくなっていることを指摘し、生涯学習審議会委員が社会教育委員の役割をきちんと担うことが、生涯学習分野における市民協働の推進につながると提言しています。

2点目は、地域教育力の向上と府中版コミュニティ・スクールにおける学び返しです。コミュニティ・スクールの推進に関して、地域の住民が参画して行われる府中版コミュニティ・スクールの取り組みは、学び返しを実践し、推進する格好の場となる可能性があるとして指摘し、生涯学習と学校教育との連携を深めるとともに、生涯学習の新形態や地域コーディネーターの支援及びこれらの連携を促す仕組みや環境を醸成することを提言しています。

10、11ページをお開きください。

3点目は、シニア世代の「力」を生かし、その「学び」の機会を創生です。地域の生涯学習の推進には、シニアの力が欠かせないとしてシニア世代をターゲットにしたコーディネーター役の必要性を指摘し、シニア世代の人材の情報収集を進めることが地域の社会資源の発掘や地域教育力の向上につながると提言しています。

最後に4点目、生涯学習サポーター等の人材バンク化により、学び返しのシステムづくりです。地域教育力として期待される地域の社会資源の発掘や情報の収集は、市の関係課が連携して行い、広報やICTで広く市民にPRするなど、市の責任で推進しなければ機能するシステムにはなっていないと指摘しています。

11ページでは、「おわりに」と題し、答申の意図を記載した上で全体の確認としています。

12ページ、13ページをお開きください。

最後は、この答申の検討に当たられた生涯学習審議会委員の名簿と生涯学習審議会の審議経過を掲載してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長(崎山 弘君) ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告・連絡(5)について了承いたしました。



◎その他

○委員長(崎山 弘君) その他ですが、何かございますでしょうか。

ないようですので、教育委員報告に移りたいと思います。



◎教育委員報告

○委員(村越ひろみ君) では、私のほうから報告をさせていただきます。

昨日の小柳幼稚園の修了式に伺ったことを報告させていただきます。

委員にならせていただいてから幼稚園の訪問をさせていただくことがたびたびありますが、やはり幼児期の子どもは無条件にかわいいものだと、いつも思っています。また、この時期の2年間というのは成長が著しい時期でもあり、その成長は保護者の皆様、教職員の皆様が一番感じていることだと思います。

修了式では入園した日からのことを思い起こし、それまでの子どもの姿が走馬灯のように浮かび上がってきていたのでしょう、子どもたちが修了証書を授与しているときから、もう涙していらっしやるそんなお母さんがたくさんいらっしやいました。私も何十年前、そんな思いをしたことを思い出してちょっともらい泣きしそうでした。

教育委員会からのお祝いの言葉を述べさせていただきましたが、保護者の皆様に向けてちょっと私情をお話させていただいてしまいました。子どもの成長は早いものということ、これからのほうがもっと多くの壁にぶつかるし、その壁を乗り越えていかなければならないこともたくさんあるということ、1日1日を大切に、子どもとたくさんかかわって、いつまでも見守ってあげてくださいということをつけ加えてしまいました。

それから、年々和服の方が減ってきているのかなと思ったのですが、小柳だけかわからないのですけれども、和服姿のお母様が数えただけでも7、8人いらっしやったかなというくらいで、何かちょっとほっとする気持ちになったのは私だけだったでしょうか。

子どもたちのかわいくて立派な姿と、保護者の皆様の姿勢と、先生方の演出でとても感動的な修了式でした。

以上です。

○教育長（浅沼昭夫君） 浅沼ですけれども、取り上げての報告はございません。

○委員（齋藤裕吉君） それでは、齋藤から前回の定例教育委員会以降出席した会などについて、少しお話させていただきます。

2月26日木曜日には、平成26年度の府中市教育委員会の表彰式に出席いたしました。17の団体や個人の表彰がありました。子どもたちはみんなとても緊張気味ではありましたが、とても晴れがましい表情でうれしそうでした。子どものころのこうした体験は、子どもたちの心にきっと一生残って心の支えになっていくのではないかというふうに思われます。また、子どもたちの受賞をする姿を熱心にカメラにおさめていた校長先生方の姿もとても印象的でした。きっと次の朝会講話などで、全校の子どもたちにお話になったのではないかなというふうに思われます。こういうふうな表彰によって、市内の多くの子どもたちを励ますことができるわけでありまして、大切な取り組みであるなというふうに思いました。

また、地域の協力者の方への感謝状の贈呈もありまして、こういうこともとても大切なことであるというふうに思いました。

それから、3月8日日曜日ですけれども、生涯学習センターの1階ロビーで行われておりました東京空襲資料展を観覧いたしました。ことしは戦後70年ということで歴史を振り返り、これからのことを考えるという上で、とても貴重な資料が展示をされていました。東京都と府中市の共催事業として行われているという取り組みですので、多くの市民の皆さんにご覧をいただければよろしいなというふうに思いました。

それから、3月15日日曜日ですけれども、府中市美術館で開催中の動物絵画の250年展を観賞いたしました。今、前期の展示ということで、例えば与謝蕪村とか、歌川国芳とか円山応挙などといった大変著名な作者の作品も多く展示されておりまして見応えがございました。

また、解説で述べられておりましたけれども、人はなぜ動物を絵にするのかという問いに対して、人以外の命と接したときの驚きや発見、言葉にならないさまざまな気持ちは、絵に表現するしかないというような説明がありまして、とてもよく言い得ているなというふうに感心しながら読ませていただきました。

また、今回も子ども向けのクイズ形式のパンフレットが用意されておりまして、春休みにはきっと大勢の子どもたちが来館をして楽しむのであろうということが期待できます。とてもおもしろい展示です。

私のほうからは以上です。

○委員（松本良幸君） それでは、松本よりご報告させていただきます。

2月25日第一小学校で行われたわかば鼓笛隊移杖式に出席してまいりました。第一小学校ではこの季節に6年生から5年生へ鼓笛隊の楽器と指揮杖が引き渡され、わかば鼓笛隊の伝統が引き継がれていく大切な行事になっています。6年生の演奏は技術と自信に満ちあふれ、5年生の演奏は初々しさと未来への希望が沸き上がるすばらしいものでした。1年間練習と努力を続けてきた6年生に敬意を表し、また、これまでご指導くださいました第一小学校教職員の皆様には、心より感謝を申し上げたいと思います。加えて、27年度の第52代わかば鼓笛隊の成長を期待したいと思います。

翌日2月26日は教育委員会表彰式に出席いたしました。今年度各方面で優秀な成績をおさめた児童、生徒の皆さんや、文化活動、地域貢献活動で頑張ってくれた皆さんがいることを、

府中市民として誇りに思います。これからも表彰を励みとしてさらなる活躍を期待したいと思います。

3月7日、どりーむホールで開催された府中市制施行60周年記念、宮中雅楽の調べコンサートを観賞してまいりました。本格的な雅楽を観賞するのは初めてでしたが、楽器の解説などもあり優雅なひとときを過ごすことができました。また、会場は満席の盛況で多くの市民が日本古来の音楽を楽しむことができ、大成功の企画であったと思います。

3月8日PTA連合会主催のゴルフコンペに参加してまいりました。少し肌寒い日ではありましたが、コースでは熱いというより緩い戦いが繰り広げられ、和気あいあいのコンペとなりました。

なお、優勝の栄冠は第九中学校副校長の佐藤光宏先生に輝いたことをご報告しておきます。

3月18日、みどり幼稚園の卒園式に出席してまいりました。園長先生から修了証書を受け取る園児の皆さんは、胸を張り、かわいくも凛々しい姿を見せてくれました。4月から小学校へ入学する皆さんですが、これからも元気で力強く成長していってくださることを願いたいと思います。加えまして、これまでご指導くださいました幼稚園の教職員の皆様に、深く感謝を申し上げます。

以上で、私からの報告を終わります。

○委員長(崎山 弘君) それでは、崎山から。前回の定例会以降、他の委員の方と共通の教育委員会表彰、雅楽の観賞等以外のこととして、昨日この教育センターで開催されました宿泊体験学習における感染症対策にかかわる連絡会議について触れさせていただきます。

これは昨年の三小が実施したセカンドスクールでクリプトスポリジウムによる胃腸炎が発症した事例について、学校、学校医、保健所、教育委員会が経緯を確認して、今後への課題と対応について話し合うことが目的の会合でした。

一連の経緯を振り返ってみて、それぞれの立場から意見交換を行いました。今回、大きな被害が発生し、児童、保護者、地域の方々に健康不安を招いたことは事実ではありますが、保健所、学校、学校医が前向きに対応していただいたことによって、医学的には非常にまれな病原体の集団感染ではありながら、診断並びに治療が完結できたことは幸いだったと感じました。むしろ今回の出来事で、今まで見えていなかった危険性に幾つか気がつくことができたので、セカンドスクールのみに限らず、遠足などの課外活動も含めて、事故を未然に防ぐ一次予防、事故の情報を早期に把握して被害の拡大を防ぐ二次予防、事故が起きてからの回復を図る三次予防について、教育委員会として再確認する必要性を感じたところであります。

以上です。

それでは、これもちまして、平成27年第3回府中市教育委員会定例会を閉会いたします。



午後2時54分閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証
するため、ここに署名する。

平成27年5月21日

府中市教育委員会委員

齋藤 裕吉

府中市教育委員会委員

松本 良幸